

係	専門員	係長	主任	主任	局長	副局長	議長

様式第 14 号

平成 30 年 8 月 10 日

鶴岡市議会議長 様

会派名及び代表者名（議員氏名）

・新政クラブ

小野寺 佳克

政務活動費要請・陳情活動実施計画書

下記のとおり、要請・陳情活動を計画しておりますのでお届けします。

期 日	2018 年 8 月 20 日
参加者氏名	佐藤昌哉 本間正芳 阿部寛 石塚 慶
要請・陳情先	山形 3 区選出 加藤鮎子 衆議院議員 等 国会第一議員会館 705 号室 加藤鮎子事務所
要請・陳情項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援についての陳情を行うもの。</li> <li>・大型空き家についての陳情を行うもの。</li> </ul>
行 程	<p>8 月 20 日(月)</p> <p>・ 庄内空港 → 羽田空港 → 麴町（日本都市センター会館）研修 7:10                      8:15    13:00 ~ 17:00</p> <p>→ 永田町駅（国会第一議員会館705号室加藤鮎子事務所）要望・陳情 → ホテル 18:30 ~ 20:30</p> <p>-----</p> <p>8 月 21 日(火)</p> <p>・ ホテル → 羽田空港 → 庄内空港 5:30                      6:55    8:00</p> <p>-----</p> <p>※ 7 月中に飛行機・宿の手配をしたが 8 月 21 日 10:00 から議員全員協議会が招集されたので 8 月 21 日の要望・陳情活動を前日に組み込んだ。21 日の最終便の飛行機をキャンセルし、一便にした。</p>

(※)要請・陳情書、他の参加者名簿等を一部添付下さい。



## 平成30年度 研修及び要請・陳情活動参加者名簿

H30.8.20(

	氏 名	所 属
1	加藤 鮎子	衆議院議員
2	皆川 友宏	加藤鮎子衆議院議員秘書
3	関根 裕之	〃
4	佐藤 昌哉	新政クラブ
5	本間 正芳	〃
6	阿部 寛	〃
7	石塚 慶	〃

平成 30 年 8 月 20 日

## 陳 情 書

衆議院議員  
加藤 鮎子 様

鶴岡市議会 新政クラブ  
市議会議員 佐藤 昌哉  
市議会議員 本間 正芳  
市議会議員 阿部 寛  
市議会議員 石塚 慶

### 子育て支援について （「放課後子ども教室」の拡充について）

#### 【趣旨】

「放課後子ども教室」は放課後における子どもたちの安全・安心な居場所づくりとして、学校や公民館等の公共施設を活用し、地域住民の協力のもと、子どもたちの学習や様々な体験・地域交流など多様な活動を行い、子どもたちの社会性や自主性など、豊かな人間性を育むとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化と子どもが安心して暮らせる環境づくりを目的として開設されています。

※所管：文部科学省生涯学習政策局社会教育課地域・学校支援推進室

（放課後子ども総合プラン H26.7.31 26 文科生第 277 号）

#### 【陳情事項】

「放課後子ども教室」の設置単位は、小学校区の全児童を対象としなければなりません。これを町内会単位で町内会エリアの児童を対象とした設置単位に拡充することを陳情いたします。

#### 【理由】

- ①町内会よっては、市街地における町内会の児童数が、郊外地における小学校の総児童数に匹敵するほど規模のところもある。
- ②町内会は、地域コミュニティの最小単位であり、日頃から様々な事業実施など、一定のコミュニティは形成されており、教室開設にあたって地域で子どもを守り・育てるという意識や一体感は醸成しやすい。
- ③町内会によっては、民間企業・公務員・教員・保育士等をリタイヤした方、また農業者など多様な人材を有するところもあり、活動推進員やコーディネーターとして、様々な教育的な活動が期待される。
- ④町内会には、殆どに自治公民館等が設置され、また公園も隣接しているところがある。
- ⑤町内会には、高齢化社会にあって豊富な人材がいるのに、子どものために生かせないという声もあるとともに、また子どもと地域住民との交流の機会がないこと。
- ⑥自治公民館に「教室」を開設することを、保護者アンケート調査したところ、多くの保護者が賛同した例もあるが、町内会予算だけでは困難。社会教育施設としての活用が期待される。

#### 【拡充要件と課題】

- ①小学校から施設「教室」までの距離と通学路との関係
- ②運営組織の責任範囲と学校・地域との連携
- ③教室を開設するため登録児童数の要件

平成 30 年 8 月 2 0 日

## 陳情書

衆議院議員

加藤 鮎子 様

鶴岡市議会新政クラブ

市議会議員 佐藤昌哉

市議会議員 本間正芳

市議会議員 阿部 寛

市議会議員 石塚 慶

### 大型空き家対策について

#### 鶴岡市堅苔沢地区内「旧ホテル雷屋」への対応

##### 【趣旨】

所有者不明・不在の巨大な空き家鶴岡市堅苔沢地区の「旧ホテル雷屋」。「巨大」という意味で特殊な状態。昭和 48 年波渡崎の急傾斜面に建設された鉄筋コンクリートと思われる 6 階建ての本館と平成 17 年建設の風呂棟があり、平成 19 年に所有者が放棄した。放棄され約 10 年が経過したなかで懸念されるのは他の民家との距離が近い点。強風時は建物の塗装がはがれ周囲に飛散や、建物の一部が落下し他の民家を破損した事例も複数回確認されている。また、人が侵入した形跡も見られるなど物理的にも精神的にも住民に不安を与えている状況。さらに耐震化されているかも大きな不安を覚える。

##### 【鶴岡市の対応の現状】（平成 30 年 3 月定例会一般質問への答弁より抜粋）

- ・仮に行政で除却を事業として行う場合、清算人による法手続きが必要。
- ・解体には相当な額が必要と予測される。財源の確保が必要だが、現在の国の補助金等を利用しても市の単独負担は困難。
- ・市としては、県に対し放置老朽化の危険な大規模建築物に対する国県の取り組み強化を要望し、支援制度の拡充を 28 年度から継続的に施策提案を実施している。
- ・早期解決すべき案件とは認識しているものの具体的解決案を見いだせない状況。
- ・当面は鶴岡市空家等の管理及び活用に関する条例に基づき周辺住宅への被害が予想できる場合、応急措置を行い危険回避を実施していく。継続監視を実施しながら根本解決の方法を検討する。

##### 【陳情事項】

放置され老朽化している危険な大規模建築物に対する国の取り組み強化。

休	専門員	休	長	土	土	軒	同	長	副議長	議長

様式第15号

平成30年9月18日

鶴岡市議会議長 様

会派名及び代表者名（議員氏名）

新政クラブ

小野寺 佳克

政務活動費要請・陳情活動報告書

要請・陳情活動が終了しましたので報告いたします。

日時	2018年8月20日 18:30～20:30
参加者氏名	佐藤昌哉 本間正芳 阿部寛 石塚 慶
要請・陳情先	山形3区選出 加藤鮎子 衆議院議員 等 国会第一議員会館705号室 加藤鮎子事務所
要請・陳情項目	・子育て支援についての陳情。 ・大型空き家対策についての陳情。
要請・陳情先 面会者	加藤鮎子 衆議院議員 皆川友宏 加藤鮎子 衆議院議員秘書 関根裕之 加藤鮎子 衆議院議員秘書
要請・陳情 概要  [名刺等添付 欄]	・子育て支援、大型空き家対策についての陳情したものです。詳細は別紙に記載。

(※)要請・陳情書、他の参加者名簿等を一部添付下さい。



## 平成30年度 研修及び要請・陳情活動参加者名簿

H30.8.20(

	氏 名	所 属
1	加藤 鮎子	衆議院議員
2	皆川 友宏	加藤鮎子衆議院議員秘書
3	関根 裕之	〃
4	佐藤 昌哉	新政クラブ
5	本間 正芳	〃
6	阿部 寛	〃
7	石塚 慶	〃

平成 30 年 8 月 20 日

## 陳 情 書

衆議院議員  
加藤 鮎子 様

鶴岡市議会 新政クラブ  
市議会議員 佐藤 昌哉  
市議会議員 本間 正芳  
市議会議員 阿部 寛  
市議会議員 石塚 慶

### 子育て支援について （「放課後子ども教室」の拡充について）

#### 【趣旨】

「放課後子ども教室」は放課後における子どもたちの安全・安心な居場所づくりとして、学校や公民館等の公共施設を活用し、地域住民の協力のもと、子どもたちの学習や様々な体験・地域交流など多様な活動を行い、子どもたちの社会性や自主性など、豊かな人間性を育むとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化と子どもが安心して暮らせる環境づくりを目的として開設されています。

※所管；文部科学省生涯学習政策局社会教育課地域・学校支援推進室

（放課後子ども総合プラン H26.7.31 26 文科生第 277 号）

#### 【陳情事項】

「放課後子ども教室」の設置単位は、小学校区的全児童を対象としなければなりません。これを町内会単位で町内会エリアの児童を対象とした設置単位に拡充することを陳情いたします。

#### 【理由】

- ①町内会によっては、市街地における町内会の児童数が、郊外地における小学校の総児童数に匹敵するほど規模のところもある。
- ②町内会は、地域コミュニティの最小単位であり、日頃から様々な事業実施など、一定のコミュニティは形成されており、教室開設にあたっては地域で子どもを守り・育てるという意識や一体感は醸成しやすい。
- ③町内会によっては、民間企業・公務員・教員・保育士等をリタイヤした方、また農業者など多様な人材を有するところもあり、活動推進員やコーディネーターとして、様々な教育的な活動が期待される。
- ④町内会には、殆どに自治公民館等が設置され、また公園も隣接しているところがある。
- ⑤町内会には、高齢化社会にあつて豊富な人材がいるのに、子どものために生かせないという声もあるとともに、また子どもと地域住民との交流の機会がないこと。
- ⑥自治公民館に「教室」を開設することを、保護者アンケート調査したところ、多くの保護者が賛同した例もあるが、町内会予算だけでは困難。社会教育施設としての活用が期待される。

#### 【拡充要件と課題】

- ①小学校から施設「教室」までの距離と通学路との関係
- ②運営組織の責任範囲と学校・地域との連携
- ③教室を開設するため登録児童数の要件

平成 30 年 8 月 20 日

## 陳情書

衆議院議員

加藤 鮎子 様

鶴岡市議会新政クラブ

市議会議員 佐藤昌哉

市議会議員 本間正芳

市議会議員 阿部 寛

市議会議員 石塚 慶

### 大型空き家対策について

#### 鶴岡市堅苔沢地区内「旧ホテル雷屋」への対応

##### 【趣旨】

所有者不明・不在の巨大な空き家鶴岡市堅苔沢地区の「旧ホテル雷屋」。「巨大」という意味で特殊な状態。昭和 48 年波渡崎の急傾斜面に建設された鉄筋コンクリートと思われる 6 階建ての本館と平成 17 年建設の風呂棟があり、平成 19 年に所有者が放棄した。放棄され約 10 年が経過したなかで懸念されるのは他の民家との距離が近い点。強風時は建物の塗装がはがれ周囲に飛散や、建物の一部が落下し他の民家を破損した事例も複数回確認されている。また、人が侵入した形跡も見られるなど物理的にも精神的にも住民に不安を与えている状況。さらに耐震化されているかも大きな不安を覚える。

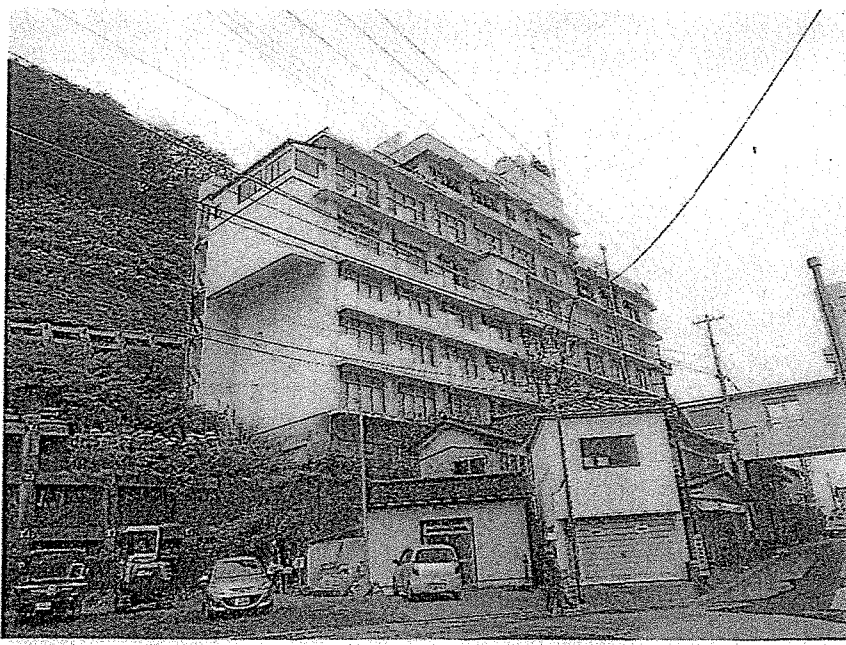
##### 【鶴岡市の対応の現状】（平成 30 年 3 月定例会一般質問への答弁より抜粋）

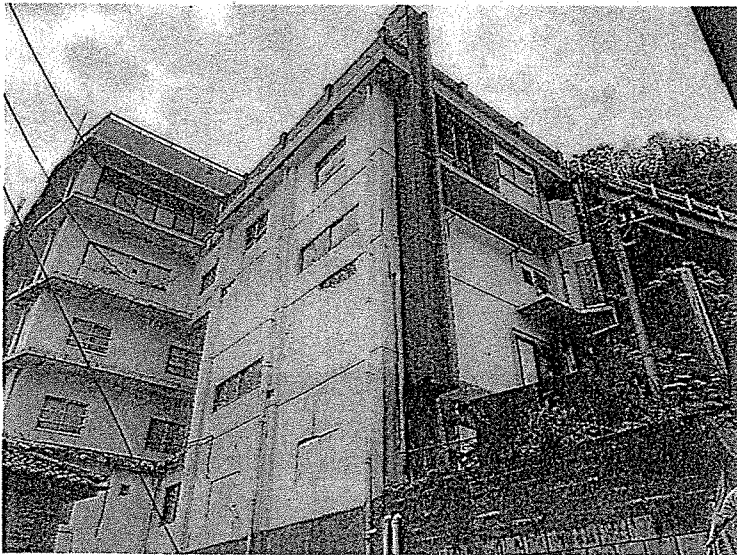
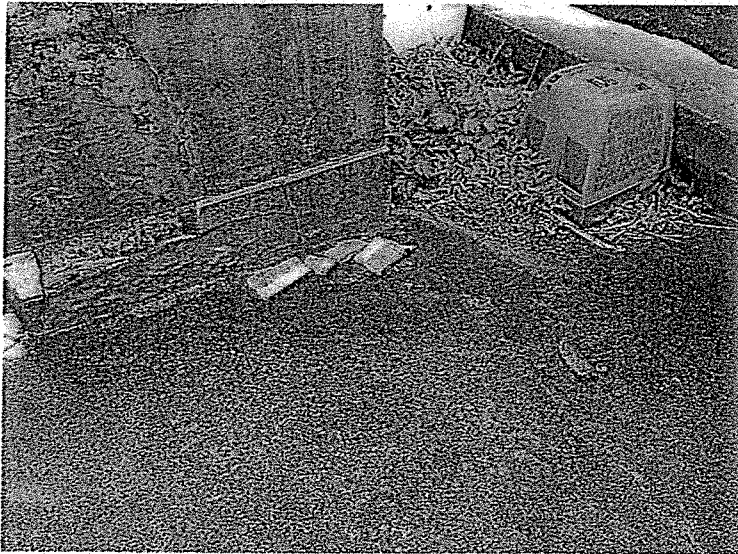
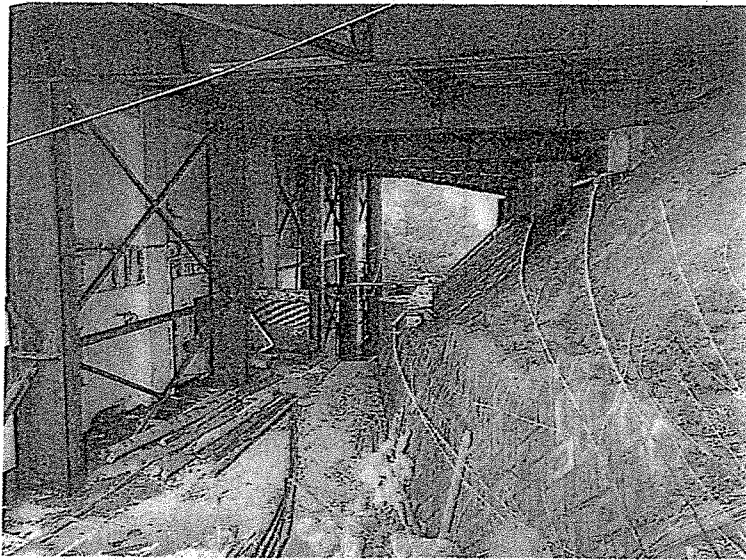
- ・仮に行政で除却を事業として行う場合、清算人による法手続きが必要。
- ・解体には相当な額が必要と予測される。財源の確保が必要だが、現在の国の補助金等を利用しても市の単独負担は困難。
- ・市としては、県に対し放置老朽化の危険な大規模建築物に対する国県の取り組み強化を要望し、支援制度の拡充を 28 年度から継続的に施策提案を実施している。
- ・早期解決すべき案件とは認識しているものの具体的解決案を見いだせない状況。
- ・当面は鶴岡市空家等の管理及び活用に関する条例に基づき周辺住宅への被害が予見できる場合、応急措置を行い危険回避を実施していく。継続監視を実施しながら根本解決の方法を検討する。

##### 【陳情事項】

放置され老朽化している危険な大規模建築物に対する国の取り組み強化。







## 53 空き家・放置建築物対策の強化について

【県土整備部】

### <要望事項>

- ①放置され老朽化している危険な大規模建築物に対する国、県の取組の強化
- ②所有者不明(不在)の空家等への応急措置に対する国、県の支援
- ③社会資本整備総合交付金における除却対象空家の条件拡充

### [現状・背景]

本市では、住宅や店舗などの空き家が増加するとともに、ある地域では、廃業し管理責任者不在となった大規模建築物が老朽化し、周辺民家付近へ設備部品の落下や建物内に不審者が出入りするなど、様々な問題が発生しております。

こうしたことは、地域の活力低下に繋がり、近年の災害による倒壊や建物外装材の飛散などが懸念され、住環境に大きな不安をもたらしております。

### [本市の取組]

本市においては、平成25年に「鶴岡市空家等の管理及び活用に関する条例」を施行し、市・市民・所有者それぞれの責務を明らかにするとともに、特定非営利活動法人つるおかランド・バンクと連携し、空き家等の適正な管理と有効活用を進めております。

また、住環境整備のため、平成29年度から「危険空き家解体補助金」を導入し、さらに平成30年度からは生活環境保全対策として「不良空き家適正管理補助金」を導入しております。

しかし、老朽化した所有者不在の大規模建築物への対応については、地域住民へ被害が及ばないよう応急的に必要最小限の措置を行うなど対応しているものの、根本的な課題解消に至らない状況にあります。

### [課題]

ホテル等の大規模建築物について、建物が所在する市町村がその対応を主体的に検討し処置することは、技術的にも財政的にも大変困難でありますため、国、県による支援が必要となります。

また、倒壊等保安上危険なおそれがある空家等については、住環境に危害を及ぼすことのないよう必要に応じて応急措置を講じているものの、所有者不在・不明により費用徴収が不可能なケースも多く、その対応とともに財政的にも負担が増加しております。

そのほか、非住宅建築物が住環境に悪影響を及ぼすケースも多くあり、地域団体が当該建築物を解体する際に補助金を支給しておりますが、社会資本整備総合交付金では、住環境の整備改善のための除却対象が住宅となっているため、市単独予算で支給している状況となっております。

つきましては、地域の実情を理解していただくとともに、地域住民の安全・安心の確保のため、標記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。